

大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法律、政令、条例、規則等に特別の定めがあるもののほか、府の出資又は出捐に係る法人等の設立及び運営に関する指導及び調整について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「府出資法人」とは、府が資本金、基本金、その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資し、又は出捐している法人をいう。

2 この要綱において、「指定出資法人」とは、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例に規定する法人を定める規則第1条及び第2条で定める法人をいう。

3 この要綱において、「自立化法人」とは、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第二条第一項に規定する『出資法人等』についての改定について」（令和4年3月30日財務部長通知）1（1）ただし書きに基づき、知事が指定した法人をいう。

4 この要綱において、「その他の出資法人」とは、府出資法人のうち、指定出資法人及び自立化法人以外のものをいう。

5 この要綱において、「府退職者等」とは、府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員をいう。

(指導及び調整)

第3条 指定出資法人を所管する部及び局の長（以下「所管部局長」という。）は、指定出資法人の自主性を尊重しつつ、法人運営の健全化及び活性化を図るため、適切な指導及び調整を行わなければならない。

(運営指導の留意事項)

第4条 所管部局長は、常に指定出資法人の運営状況を把握するとともに、前条の指導及び調整を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事業目的が計画的に遂行されていること。
- (2) 資産の運営状況を含め、経営状況が適切かつ健全なものであること。
- (3) 組織及び人事の運営体制が、適正に確保されていること。
- (4) 業務運営が効率的及び効果的に進められていること。
- (5) 経営状況等の情報の開示が適切になされていること。
- (6) 指定出資法人が社会経済の進展に的確に対応し、現在においても事業を継続する意義を有するものであること。

(協議)

第5条 所管部局長は、指定出資法人が次に掲げる事項を処理する場合には、当該指定出資法

人に事前に協議を求めなければならない。

- (1) 中期経営計画の策定及び改定（計画期間中の修正を含む。）に関すること。
- (2) 基本財産の処分に関すること。
- (3) 指定出資法人の合併及び解散に関すること。
- (4) 職員配置計画の策定に関すること。
- (5) 管理職（法人において管理職に分類されるものをいう。）を含む組織の新設及び改廃に関すること。
- (6) 職員の採用（職員採用計画の策定を含む。）に関すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 有期雇用契約の者を採用する場合

イ 府の行財政計画で示された今後の方向性が「存続」である法人において、雇用期間の定めのない職員（有期雇用契約から無期雇用契約へ転換した者を除く。）の退職補充を目的として採用を行う場合

- (7) 常勤役員数の増加及び減少に関すること。
- (8) 役員の選任に関すること。ただし、次に掲げる場合に限る。

ア 府退職者等を対象に含む公募の手続きを定める場合

イ 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、当該指定出資法人の事務又は事業を実施する上で府退職者等を役員に就任させる必要がある場合

ウ 公募を実施した結果、応募がない場合であって、府退職者等を役員に就任させる必要があることについて客観的に合理的な理由がある場合

エ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該指定出資法人の事業経営を支援するため府退職者等を暫定的に役員に就任させる必要がある場合

- (9) 職員の給与及び退職手当に関すること。（府職員水準を上回る場合に限る。）
- (10) 役員の報酬に関すること。（報酬年額が「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」の別表に掲げる報酬年額を超える場合に限る。）
- (11) 指定出資法人の他の団体の資本金等への出資又は出捐に関すること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、法人の管理運営に係る重要な事項に関すること。

2 所管部局長は、次に掲げる場合は、関係部局等と必要な調整を行うとともに、財務部長に協議又は報告をしなければならない。

- (1) 財務部長との協議を要する場合

ア 前項の協議があった場合（前項第4号から第6号については、府の行財政計画で示された今後の方向性が「存続」である法人を除く。前項第10号については、別表に掲げる報酬年額を超える場合に限る。）

イ 府が法人に関する重要な計画を策定するとき及び同計画を改定（計画期間中の修正を含む。）する場合

ウ 新たに指定出資法人として指定する場合

エ 指定出資法人の指定解除及び自立化法人として指定する場合

オ 府職員の派遣又は引揚げ等を行う場合（次号ウの場合を除く。）

- (2) 財務部長への報告を要する場合

ア 府の行財政計画で示された今後の方向性が「存続」である法人について、前項第4号から第6号の協議を行った場合

イ 前項第10号の協議があった場合で、別表に掲げる報酬年額を超えない場合

ウ 役員への府職員の派遣の停止又は再開を行う場合

3 財務部長は、前項の協議があった事項のうち、次に掲げる事項については、大阪府指定出資法人評価等審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 第1項第1号の中期経営計画に関すること。
- (2) 第1項第8号イの役員の選任に関すること。
- (3) 第2項第1号イの法人に関する重要な計画に関すること。
- (4) 第2項第1号オの府職員の派遣のうち、役員に関すること。

4 財務部長は、第2項の協議又は報告があった事項のうち、次に掲げる事項については、同審議会に報告するものとする。

- (1) 第1項第8号ア、ウ及びエの役員の選任に関すること。
- (2) 第2項第1号オの府職員の引揚げのうち、役員に関すること。
- (3) 第2項第2号ウに関すること。

5 所管部局長は、次に掲げる事項に該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該指定出資法人に報告を求め、関係部局等と必要な調整を行うとともに、財務部長に報告を行うものとする。

- (1) 第1項第4号において、前回協議時から職員配置計画の内容に変更が生じない場合
- (2) 第1項第6号において、職員採用計画を策定し、その協議が整っている場合
- (3) 役員が新たに就任する際の報酬年額を定める場合（「大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領」の別表の範囲内で報酬年額を定める場合に限る。）
- (4) 役員業績評価制度に基づいて評価結果を報酬に反映した場合

（業務の運営状況の報告等）

第6条 所管部局長は、指定出資法人の業務の運営状況等の把握に努めるとともに、指定出資法人の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等に係る資料を毎年7月1日以降に速やかに財務部長に報告しなければならない。

（法人設立の留意事項）

第7条 府が資本金等を出捐し、主導的に一般社団法人又は一般財団法人を設立する場合、又は府が出資して、主導的に株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項に留意するものとし、法人設立のために資本金等の出資又は出捐を行う場合には、所管部局長は事前に財務部長に協議しなければならない。

- (1) 設立の政策目的が明確になっていること。
- (2) 法人形態が適切であること。
- (3) 事業範囲及び事業計画が具体的になっていること。
- (4) 資本金規模及び出資割合が適切であること。
- (5) 組織、人事等の運営体制が整備されていること。

- (6) 収支見通しが明確にされていること。
- (7) 法人運営における府の役割が明確にされていること。
- (8) 設立にあたっての基本的事項について、関係者間で合意がなされていること。

(自立化法人及びその他の出資法人に関する事務)

第8条 所管部局長は、自立化法人及びその他の出資法人については、府との関連の度合に応じ、必要な範囲内において、指定出資法人に準じて設立及び運営に係る指導及び調整を行うものとする。

2 所管部局長は前項の指導及び調整のうち、次に掲げる事項について、財務部長に協議又は報告を行うものとする。

(1) 自立化法人

ア 財務部長に事前に協議を要する事項

(ア) 基本財産の処分

(イ) 自立化法人の指定解除

(2) その他の出資法人のうち、特に経営上の課題があると認められる法人

ア 財務部長に報告を要する事項

(ア) 中期経営計画の策定及び改定（計画期間中の修正を含む。）

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、府出資法人の設立及び運営に係る指導及び調整に関する事項について必要な事項は、別に定める。

別表

報酬年額	782万円
------	-------

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(大阪府外郭団体等の管理に関する事務処理要綱の廃止)

2 大阪府外郭団体等の管理に関する事務処理要綱（昭和53年6月13日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年９月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年６月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年３月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年２月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本要綱第５条第１項第８号イ、ウ及びエ、第２項第１号ア及び第２号イ、第３項第２号及び第４号、第４項第１号及び第２号の規定については、令和７年４月１日以後に就任する役員を対象とする場合に適用することとし、同日前に就任する役員を対象とする場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１２月１日から施行する。